

受付番号	鎌議第 1162 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長(経営企画部文化人権推進課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

平和推進事業の在り方と今後

2 質問の要旨

鎌倉市にとって平和の定義とは何か。平和推進事業に対して毎年予算を計上しているが、そもそも、市が醸成を図るとする平和意識とは何を示すのか。人によりそれぞれの考える平和とは異なると思うが、簡単に市が行政として、平和意識という極めて抽象的なものを醸成するという事は、効果測定もむずかしいのではないか。市として何が平和で何が非平和なのか。市としては例えば護憲は平和で、改憲は平和で無い状態を作り出すのか、人それぞれが平和に対する考えをもって良く、何が正しいかは限らない中で、限られた予算を限られた講演会やコンサートの実施のみで平和推進というのはおこがましいのではないか。市民の要望や提案で市民が考える平和をテーマとするならば全て予算をつけることは可能か。

3 答弁

本市における「平和」の定義はありませんが、その精神は平和都市宣言の理念を実現していくことであると考えています。

また、平和意識とは、平和都市宣言の理念に基づき「平和」の大切さを感じ、大切に続けようとする意識と考えています。平和推進事業は、この意識を市民間で共有するために実施するもので、できるだけ興味を惹くテーマをタイムリーに取り上げていく中で、平和の尊さや大切さを思い起していただくという方針で事業を実施しています。事業の効果測定することは困難ですが、地道に継続して平和意識を伝えていくことが大切と考えています。

平和推進事業は、市が単独で実施するのではなく、公募市民で構成される鎌倉平和推進実行委員会と一緒に知恵を絞り、工夫を凝らしながら実施しているところであり、この方針は今後も継続していくつもりです。